

生活者ネットワークは東京都内33の自治体にあり、都議1人、市・区議39人の議員とともにそれぞれの地域課題に取り組むと同時に、市や区をこえた「東京問題」には全体で取り組んでいます。

東京を生活のまち、安心・共生・自治のまちにするために発言を続けます。

東京・生活者ネットワーク

発行 東京・生活者ネットワーク
〒160-0021 東京都新宿区歌舞伎町2-19-13 ASK ビル4・5階
TEL.03-3200-9189 FAX.03-3200-9274
Eメール tokyo@seikatsusha.net
URL https://www.seikatsusha.me
発行責任者 山内玲子
定価 年間1000円・1部100円 郵便振替口座 00130-3-18417
毎月1回1日発行 1994年5月23日第三種郵便物認可

岩永やす代
緊急
都政フォーラム

都市計画から見る「神宮外苑」再開発問題 (宗)明治神宮の 公共物に対する責任を問う

明治神宮外苑再開発(2023年3月着工)2035年度竣工予定で物議を醸している大量の樹木伐採問題。作家の村上春樹さんや故・坂本龍一さんら著名人も、これに反発。ユネスコの諮問機関・国際NGOイコモスは、再開発の中止を求める警告文書を発出するなど長年守られてきた



緊急都政フォーラム「都市計画から見る神宮外苑再開発問題」2023年11月7日、都庁第2会議室

明治神宮外苑の再開発を巡り、内外から多くの疑問の声があがっている。再開発を行うのは土地を所有する宗教法人明治神宮と三井不動産等4者で、神宮球場や秩父宮ラグビー場が場所を変えて建替えられる他、商業施設が入る超高層ビル2棟が建設の予定。このため約1000本の樹木が伐採、一部移植される計画だ。当該計画に見直しを求め続けてきた生活者ネットワークは昨年11月7日、講師に都市工学者の大西隆さんを迎え緊急都政フォーラムを開催。神宮外苑の歴史を振り返るとともに、都民不在の手続きに汲々とする東京都の果すべき役割を論じ、(宗)明治神宮の、公共物としての神宮外苑を保全する責任を問う場となった(都議会棟)。



大西 隆さん(東京大学名誉教授)
おおにし・たかし profile ●都市工学者。東京大学・豊橋技術科学大学名誉教授。工学博士。都市計画・国土計画が専門。日本学術会議会長、豊橋技術科学大学学長を歴任。著書に「日本学術会議」、「人口減少時代の都市計画」等

明治神宮(明治天皇・昭憲皇太后が祭神)は、内苑・外苑ともに私有地(宗教法人の境内地)では

緑豊かな環境が損なわれることを危惧する民意が高まっている。対して小池都知事と東京都は、一旦は伐採計画を許可したものの、23年9月12日、事業者側に樹木の保全に関する見直しを要請した。これを受けて、事業者代表は伐採本数の削減を盛り込んだ「環境影響評価書変更届」を年末か年明けに都の審議会に報告する方針を公表。これまで743本とされた樹木伐採は、少なくとも24年1月以降にずれ込む見込みとなった。

講演に立った大西隆さんは、こうした状況を踏まえ、神宮外苑のこれまで(形成小史)を紐解くとともに、神宮外苑再開発計画の都市計画・建築法上の問題点を次のように指摘。外苑全体の公共性に照らせば、樹木伐採や高層ビル建設は大きなマイナスだ、と批判した。

明治神宮外苑は公共物

外苑(B地区)再開発計画の概要

●秩父宮ラグビー場と明治神宮野球場の場所入れ替え(第2球場の場所に新ラグビー場、現秩父宮ラグビー場の場所に新野球場)。
●現ラグビー場と現野球場西側(スタジアム通り沿い)にそれぞれ複合棟建設予定(用地の公園まちづくり制度適用で都市計画公園指定地域から外す)。
●事務所棟と複合棟Aの超高層。指定容積率を上回る容積率で建設(容積率移転)(風致地区の規制緩和で高層ビルを可能に。都市計画公園から外してオフィスビルの建設を可能に。再開発等促進区の区域を絵画館前広場と銀杏並木を含むように拡大し容積率移転幅増大。伊藤忠事務所棟、複合棟A、複合棟Bが生む開発利益を分けて、両球技場等の開発を行うために、公園まちづくり制度(都)、再開発等促進区+地区計画、風致地区、文教地区のルールを恣意的に緩和しつつ適用)。

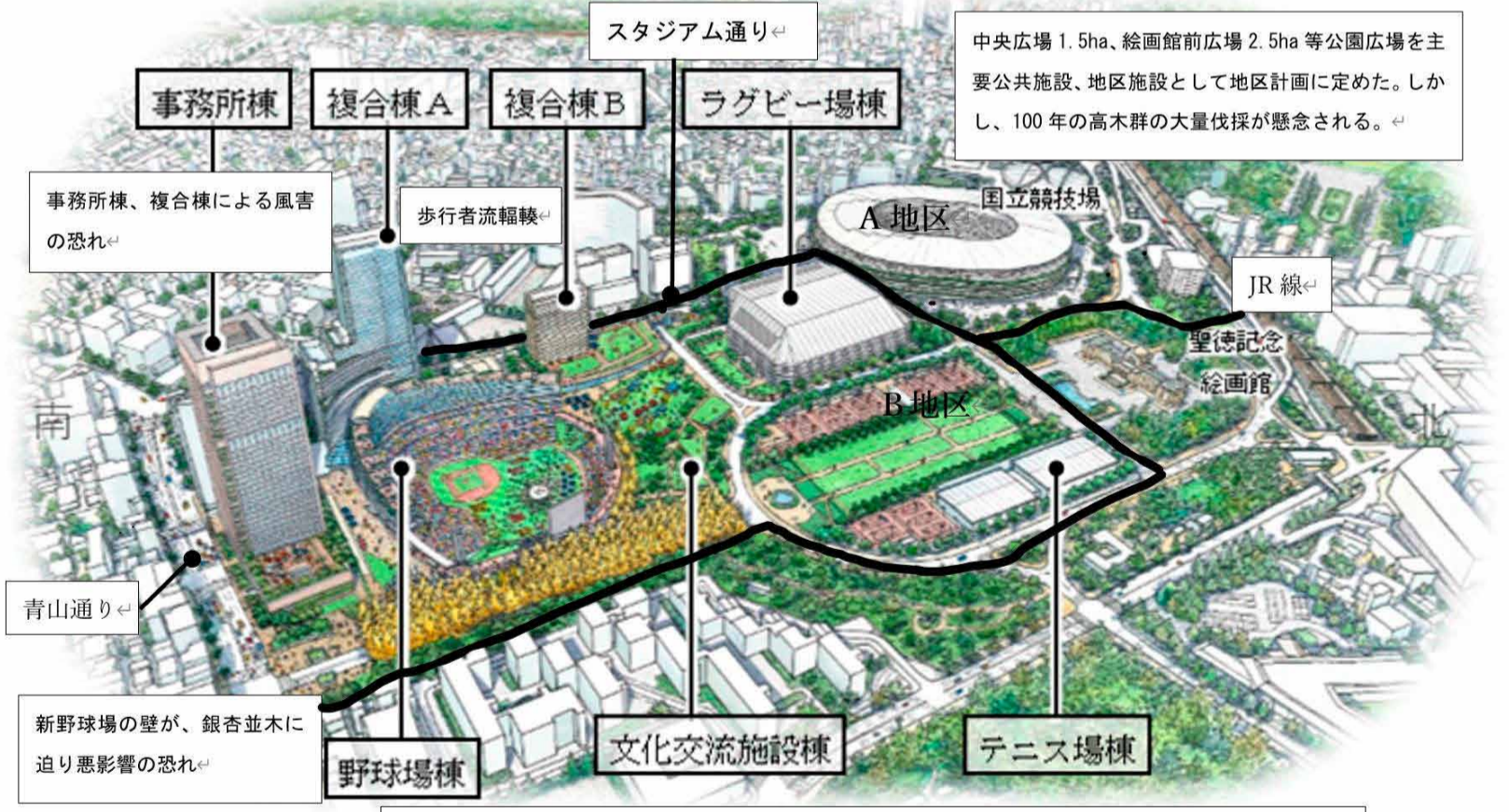


図 明治神宮外苑再開発計画俯瞰図 (東京都資料に大西加筆)

QRコード
(宗)明治神宮の公共物に対する責任を問う: 岩永やす代緊急都政フォーラム動画配信中

ある。しかし、元は国有地(練兵場跡)で、戦後(宗)明治神宮に半額(5・5億円)で払下げられたのであり、払下げにあたっては境内地として記念施設、スポーツ施設、林泉地の3機能に利用することが前提であった。従って、当該地には(宗)明治神宮の収益施設という機能は想定されていなかった。ゆえに、多くの都民・人々が愛する公共性の強い空間である神宮外苑を、(宗)明治神宮は保全する責任がある。敷地内に強引に高層ビルを建て、樹木を伐採し、銀杏並木の存在を危うくすることは到底許されるものではない。国民に親しまれてきた神宮球場や秩父宮ラグビー場の在り方の議論もいままに取壊し、建替えてよいか疑問が湧く。

外苑再開発計画の概要

A地区/2013年6月、A地区につき、都が「神宮外苑地区地区計画」を都市計画決定。国立競技場建替え・立休公園制度適用、明治公園、都営霞ヶ丘アパート等を含む一帯を国立競技場+公園+スポーツクラスター+(一財)日本青年館移設。ラグビーワールドカップ2019と東京オリ・パラ2020に向けて再開発・建て替えが進んだ。

B地区/15年4月、(宗)明治神宮、(独法)JSC(日本スポーツ振興センター)、(一財)高度技術社会推進協会、伊藤忠商事(株)、日本オラル(株)、三井不動産(株)、東京都が連携し、「神宮外苑地区まちづくりに係る基本覚書」を締結。ラグビー場と神宮球場の場所入れ替え、容積率(空中権)移転を含む計画と手続きが進行。18年11月、東京2020大会後の神宮外苑地区のまちづくり指針(同検討会)。未供用地区の存在を理由に都市計画公園の縮小、再開発等促進区制度の導入に言及。21年7月、「神



岩永やす代と行く神宮外苑見学ツアー「どうなる?神宮外苑の緑」 2023年7月27日

「神宮外苑ツアー」のメンバーの案内で現地見学ツアーを開催。左は、都議の岩永やす代

メインのイチヨウ並木から西に向かい、秩父宮ラグビー場に達する並木道。このイチヨウは移植が検討されている

見学ツアー参加者。聖徳記念絵画館をバックに

建て替えが計画されている神宮球場。1926年開場の歴史的建造物

神宮外苑のイチヨウ並木



緊急部政フォーラムで進行していた都議会議員の岩永やす代と都議の大西隆平さん

宮外苑地区公園まちづくり計画提案書」に対して東京都公園まちづくり制度の適用を通知。22年3月、神宮外苑地区地区計画の変更(都決)、都市計画公園明治公園の変更(都決)。23年2月、神宮外苑地区第一種市街地再開発事業の施行認可。第二球場取壊し着工。

再開発計画の何が問題か

計画の概要から、今回の再開発を可能とするための規制緩和が一貫して恣意的に行われてきたことがわかる。

例えば、都市公園計画地にオフィスビルを建てることは都計法上、許可にならないため、東京都自身が許可取扱基準で新宿御苑等と同様に「現況の風致及び利用を保持する」と定めている外苑の都市計画公園区域を縮小しオフィスビル用地を捻出。加えて、容積率の移転(つまり売却)で超高層ビルの建設を計画。再開発等促進区に絵画館前広場、銀杏並木を入れ容積の提供地を増やす等も、都決による。

憲法第八十九条では、「公金の他の公の財産は、宗教上の組織若しくは団体の使用、便益若しくは維持のため、又は公の支配に属しない慈善、教育若しくは博愛の事業に対し、これを支出し、又はその利用に供してはならない」であり、都市計画法に基づく都市計画制度では、再開発等促進区制による容積率移転は都の決定を通じて宗教法人に容積率の使用を認め、便益を供したことになる、憲法に反している。

再開発は中止し、外苑の未来像をともに描く市民参加の場を!

神宮外苑の樹林地を都や国を代表するオーブンスペースとして守る責任は、これまでの経緯から見ても所有者である(宗)明治神宮にある。(宗)明治神宮は、樹木・景観保全を重視するイコモス、識者、市民の意見の重要性に立ち返り、公共性のある公園的空間に外苑を預かるものとして、これを守る責任を果たすこと、外苑を内苑維持のための金稼ぎの場とする理屈は通らないことを自覚すべきである。

そして、もし外苑を守ることができないのであれば、葬場殿趾、絵画館、明治記念館等を除き、都などへ寄附することも選択肢とすべきである。

かつ問われるべきは、許認可にあたる東京都の責任だ。法とルールの適用に明らかな誤用や乱用が認められ、本来であれば認められない高層ビル建設に道をひらいてきた等、宗教法人への便益供与が行われている。

閉会にあたり大西さんは、東京都・事業者・土地所有者は、都民不在の手続きを猛省し、再開発事業を中止し、改めて神宮外苑の将来像を市民・都民参加で考える時ではないか、と結んだ。

まとめ/編集部:加藤千鶴子

再開発は中止し、外苑の未来像をともに描く市民参加の場を!

神宮外苑の樹林地を都や国を代表するオーブンスペースとして守る責任は、これまでの経緯から見ても所有者である(宗)明治神宮にある。(宗)明治神宮は、樹木・景観保全を重視するイコモス、識者、市民の意見の重要性に立ち返り、公共性のある公園的空間に外苑を預かるものとして、これを守る責任を果たすこと、外苑を内苑維持のための金稼ぎの場とする理屈は通らないことを自覚すべきである。

そして、もし外苑を守ることができないのであれば、葬場殿趾、絵画館、明治記念館等を除き、都などへ寄附することも選択肢とすべきである。

かつ問われるべきは、許認可にあたる東京都の責任だ。法とルールの適用に明らかな誤用や乱用が認められ、本来であれば認められない高層ビル建設に道をひらいてきた等、宗教法人への便益供与が行われている。

閉会にあたり大西さんは、東京都・事業者・土地所有者は、都民不在の手続きを猛省し、再開発事業を中止し、改めて神宮外苑の将来像を市民・都民参加で考える時ではないか、と結んだ。

まとめ/編集部:加藤千鶴子



昨年第4回定例会、本会議場で一般質問に立つ岩永やす代。12月13日

東京・生活者ネットワーク

都議会REPORT

岩永やす代一般質問に登壇 2023都議会第4回定例会から

東京・生活者ネットワーク都議会議員
岩永やす代 [国分寺市・国立市]

12月20日に、2023年第4回定例会が閉会しました。定例会の所信表明で知事は突然、国に先がけ高校授業料の所得制限を撤廃し、実質無償化や、学校給食の負担軽減策を打ち出し、大きな注目を集めました。議員提出議案として、都内全自治体で学校給食を無償化する条例案が提出されました。

また、公共的な場所での樹木の伐採や超高層ビルの建設、市民になじみ深い神宮球場やラグビー場について、都民不在のまま事業が進められることは問題であり、神宮外苑の将来像を、都と事業者、都民を交えて議論すべきと知事に求めました。

児童相談所の区設置と、都の広域支援

児童相談所の区設置が始まり、今年10月までに児童相談所を開設した8区の一時保護所の定員は167人となりました。東京都の定員250人と合わせると417人に増えましたが、都の一時保護は依然、満杯状態が続いており、まだまだ足りない現状です。都として一時保護の施設も人員の増員も含めた体制強化と、区が児童相談所を開設した後も広域的な観点から都の支援を充実させることを求めました。

東京都の香害対策について

洗濯洗剤や柔軟剤、芳香剤などの香りの成分の化学物質による健康被害が多くなっています。啓発ポスターの掲示などが広がってきている中、10月30日に、厚労省から医療関係機関に香害ポスター掲示の周知依頼がありました。そこで都立病院での取り組みを質問したところ、病院職員には香水や柔軟剤等の香りに注意するように指導し、窓口業務や病棟作業等の委託事業者にも協力を求めていること、リネン類の洗濯時に香りがしない洗剤を使用するなど療養環境の整備を図っていることがわかりました。

学校現場での香害対策については、国の啓発ポスターの活用を通して子どもや保護者への周知を図ることや、学校薬剤師会の研修会で香りの配慮に関する啓発が行われているとのことでした。

このように次々と現れる新たな化学物質への対応を求めている東京都「化学物質の子どもガイドライン」を改訂すること、また、柔軟仕上げ剤や消臭剤を家庭用品品質表示法の指定品目に追加し、香料を含めた成分表示を義務付けること、成分規制の検討を国に求めるよう、要望しました。

運動グループのメンバー団体として、活動連携する生活クラブ生協の東京都への予算提案提出。11月27日

例案を共産党、ミライ会議、グリーン、生活者ネットの4会派で共同提案しましたが、賛成少数で否決されました。引き続き、学校給食の無償化とあわせて、給食食材の地産地消の推進と質の向上にも取り組んでいきます。

年に1回13分間の一般質問に登壇し、ジェンダー平等、神宮外苑の再開発、循環型農業、児童相談所精神障がい者の地域移行、成年後見制度、香害について質問しました。

神宮外苑の再開発にNO!

神宮外苑は、多くの人が愛する景観です。所有者である宗教法人明治神宮は、公共性が高いため、これを守る責任があることを決算委員会で指摘しました。かつて国有地だった外苑は、戦後、明治神宮の境内地として半額で払い下げられましたが、内苑を財政的に支える収益施設の機能は含まれていません。今回の再開発は、都が日本第1号の風致地区をはじめ、都市計画上のさまざまな規制を恣意的に緩和し、ルールを変えることによって実現可能にしたとも言われています。こうした都市計画決定は、宗教法人への便宜供与を図る憲法違反の恐れがあると指摘されていると質しました。都は法令等に基づき適切に対応しており、都市計画の規制を恣意的に緩和したなどの指摘は当たらないと認めませんでした。

また、公共的な場所での樹木の伐採や超高層ビルの建設、市民になじみ深い神宮球場やラグビー場について、都民不在のまま事業が進められることは問題であり、神宮外苑の将来像を、都と事業者、都民を交えて議論すべきと知事に求めました。

児童相談所の区設置と、都の広域支援

児童相談所の区設置が始まり、今年10月までに児童相談所を開設した8区の一時保護所の定員は167人となりました。東京都の定員250人と合わせると417人に増えましたが、都の一時保護は依然、満杯状態が続いており、まだまだ足りない現状です。都として一時保護の施設も人員の増員も含めた体制強化と、区が児童相談所を開設した後も広域的な観点から都の支援を充実させることを求めました。

東京都の香害対策について

洗濯洗剤や柔軟剤、芳香剤などの香りの成分の化学物質による健康被害が多くなっています。啓発ポスターの掲示などが広がってきている中、10月30日に、厚労省から医療関係機関に香害ポスター掲示の周知依頼がありました。そこで都立病院での取り組みを質問したところ、病院職員には香水や柔軟剤等の香りに注意するように指導し、窓口業務や病棟作業等の委託事業者にも協力を求めていること、リネン類の洗濯時に香りがしない洗剤を使用するなど療養環境の整備を図っていることがわかりました。

学校現場での香害対策については、国の啓発ポスターの活用を通して子どもや保護者への周知を図ることや、学校薬剤師会の研修会で香りの配慮に関する啓発が行われているとのことでした。

このように次々と現れる新たな化学物質への対応を求めている東京都「化学物質の子どもガイドライン」を改訂すること、また、柔軟仕上げ剤や消臭剤を家庭用品品質表示法の指定品目に追加し、香料を含めた成分表示を義務付けること、成分規制の検討を国に求めるよう、要望しました。

